

高松市認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 4 号

高松市認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

高松市認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年高松市規則第 5 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 （経過措置） 2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間</u>、この規則による改正後の第 3 条第 3 号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第 3 条第 3 号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附 則 （経過措置） 2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この規則による改正後の第 3 条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

<u>3 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第3条第4号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第3条第4号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u> <u>4</u> 略	[新設] <u>3</u> 略
---	-------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。